令和6年10月18日作成

**大分市高等職業訓練促進給付金等事業**

**（高等職業訓練促進給付金、修了支援給付金）**

市内居住の母子家庭の母又は父子家庭の父が、６月以上養成機関で修業する場合に、

一定期間の生活費を支給するものです。また、修了後に修了支援給付金を支給します。



**１．対象となる方**

市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(生活保護受給中の方は対象ではありません)であり、かつ次の①から④のすべての要件に該当する方です。

1. ※1児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること。
2. 養成機関において６月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
3. **就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。**
4. 過去に「高等職業訓練促進給付金、修了支援給付金」を受給していないこと。
5. 修了支援給付金の対象者は修業開始日及びカリキュラム修了日において①から④のすべての要件に該当すること。

※1判定時点の最新の所得が児童扶養手当受給相当を超過していた場合でも判定した所得の

前年の所得が児童扶養手当受給相当の水準内であれば対象となります。

しかし、判定可能な過去2年の所得が上記水準を超過している場合は、支給対象外です。

※ハローワークにて申請する一部の給付金については、本制度と同じ趣旨のため併給できま

せん。（Ｐ．５に各給付金の説明あり）

****

**２．対象資格　　（６月以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの）**

①看護師（准看護師）　　②保健師　　　➂助産師　　　④介護福祉士　　⑤保育士　　⑥理学療法士　　⑦作業療法士　　⑧言語聴覚士　　⑨歯科衛生士　　⑩歯科技工士　　⑪栄養士　　⑫管理栄養士　　⑬美容師　　⑭臨床検査技師　　⑮臨床工学技士　　　⑯診療放射線技師　　⑰視能訓練士　　⑱あん摩マッサージ指圧師　　⑲はり師　　　⑳きゅう師　　㉑調理師　　㉒製菓衛生師　　㉓精神保健福祉士　　㉔社会福祉士　　㉕シスコシステムズ認定資格　㉖LPI認定資格　㉗その他､大分市長が別に定める資格

**３．支給期間・支給額等**

**① 支給対象期間・**・・　修業する期間（上限４８月）

・４８月支給の対象となるのは

1. 資格取得のために４年課程の履修が必須となる資格を目指す場合
2. 大学の保健、医療、福祉系学部において、助産師や保健師、社会福祉士や　　　　 精神保健福祉士等の資格を目指す場合
3. 高等学校の看護師養成課程（5年一貫）等条件によって４年以上の課程の履修が必要と認められる場合

※1准看護師養成機関を卒業する者が**引き続き**看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合、通算４８月分を支給します。

注意）試験不合格などにより引き続きの修学とならなかった場合は、その時点で受給終了となります。

※2修了支援給付金は修了後に支給します。（※1の場合は看護師養成機関修了後）

**② 促進給付金の支給額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課税状況 | 支給額 | 養成機関における修了までの期間の最後の１２ヶ月 |
| 対象者及び当該対象者と同一住所の扶養義務者に市町村民税が課されていない者　 | 月額100,000円 | 月額140,000円 |
| 上記以外の者（市町村民税が課されている者） | 月額 70,500円 | 月額110,500円 |

※支給は、月単位とし、申請月から７月までの支給額を決定し、「支給決定通知書」を送付すると共に、各翌月末に指定の銀行口座に振込みます。（４月分は、５月振込となります。）

また、毎年９月以降の支給額につきましては、８月の所得年度の切り替えをもって、 支給額の決定をし、再度、受給者に「支給決定通知書」を送付します。

**③** **修了支援給付金の支給額**

|  |  |
| --- | --- |
| 課税状況 | 支給額 |
| 市町村民税が課されていない者　 | 50,000円 |
| 上記以外の者（市町村民税が課されている者） | 25,000円 |

**４．事前相談**　養成機関での**修業開始前**に、事前相談が必要です。

子育て支援課窓口で「養成機関・生活状況・資格取得状況等」について事前相談のうえ、「高等職業訓練促進給付金事業事前相談表」に記入していただきます。

****

**５．支給申請**

1. **促進給付金申請に必要なもの**養成機関での**修業開始後**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必 要 書 類 | 備　 　考 |
| １ | 高等職業訓練促進給付金等支給申請書 |  |
| ２ | 同意書（税情報の取得に関するもの） |  |
| ３ | 申請者及び児童の戸籍全部事項証明（謄本） | 申請時の１カ月以内に交付されたもの |
| ４ | 在籍証明書 | 養成機関の長が証明したもの |
| ５ | カリキュラム（時間割）がわかる書類 |  |
| ６ | 世帯全員の住民票の写し | 児童扶養手当を受給していない方のみ８の書類の提出のある方は省略可 |
| ７ | 振込先金融機関の通帳 |  |
| ８ | 個人番号カード（受給者及び同一住所の扶養義務者分） | もしくは個人番号通知カード（受給者及び同一住所の扶養義務者分）と併せて本人確認のできる書類 |

支給決定の場合には、「高等職業訓練促進給付金支給決定通知書」を送付します。支給要件に該当しない場合は「高等職業訓練促進給付金支給却下通知書」にて通知します。



**イ、修了支援給付金申請に必要なもの**修了支援給付金の支給申請は**修了後30日以内**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 必 要 書 類 | 備　 　考 |
| １ | 高等職業訓練促進給付金等支給申請書 |  |
| ２ | 同意書（税情報の取得に関するもの） |  |
| ３ | 卒業を証明する書類 | 養成機関の長が証明したもの卒業証書等で卒業日付が確認できる書類 |
| ４ | 単位取得証明書 | 通知表等 |
| ５ | 申請者及び児童の戸籍全部事項証明（謄本） | 児童扶養手当を受給していない方のみ |
| ６ | 世帯全員の住民票の写し | 児童扶養手当を受給していない方のみ８の書類の提出のある方は省略可 |
| ７ | 振込先金融機関の通帳 |  |
| ８ | 個人番号カード（受給者及び同一住所の扶養義務者分） | もしくは個人番号通知カード（受給者及び同一住所の扶養義務者分）と併せて本人確認のできる書類 |

****

**６．促進給付金支給中の手続き**

適正な支給の決定に際し、在籍状況の確認をします。

毎年４月、７月、１０月、１月に**「在学証明書」**（養成機関の長が証明したもの）を

子育て支援課まで提出してください。



**７．受給できない場合**

* 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき（婚姻したとき、事実上の婚姻関係となったとき、対象児童を監護・養育しなくなったとき等）
* 大分市から転出したとき
* 修業を取りやめたとき等の支給要件に該当しなくなったとき
* 受給者、もしくは同居しているご家族の所得が児童扶養手当の所得限度額を超えたとき

※　偽りその他不正の手段により訓練促進給付金を受給した場合、すでに受けた訓練促　進給付金の一部または全部を返還していただきます。

《お問い合わせ先》

　　　〒870－8504　大分市荷揚町2番31号

大分市子育て支援課　管理・自立支援担当班

　　℡097－537－5619（直通）

ご注意ください

**高等職業訓練促進給付金と重複支給できない給付金**

「求職者支援制度における職業訓練受講給付金」

特定求職者（ハローワークに求職の申し込みをしていること。雇用保険被保険者・雇用保険受給資格者でないこと。労働の意思と能力があること。職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと。）がハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給。

●　支給額・・・職業訓練受講手当月額１０万円及び通所手当

（職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額）。

「雇用保険法による教育訓練支援給付金」　※４５歳未満の離職者限定

（高等職業訓練促進給付金とどちらか有利な方を選択できる）

初めて専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講する者で受講開始時に45歳未満・原則離職日の翌日から1年以内など一定の要件を満たす者が、訓練期間中、失業状態にある場合に支給される。支給額は、当該訓練受講中の基本手当の支給が受けられない期間について、基本手当の日額と同様に計算して得た額に80％の割合を乗じて得た額に、2か月ごとに失業の認定を受けた日数を乗じて得た額となる。

●　支給例・・・月収１５万円の場合　月額９５，０００円程度

「雇用保険法による訓練延長給付金」

雇用保険資格のある者が、一定の残日数で受講すると訓練修了まで延長給付される。

雇用保険の基本手当、受講手当（上限２万円）、通所手当が支給される。

※　偽りその他不正の手段により訓練促進給付金を受給した場合

すでに受けた訓練促進給付金の一部または全部を返還していただきます。